

電子申請手続き案内 (LoGo フォーム)

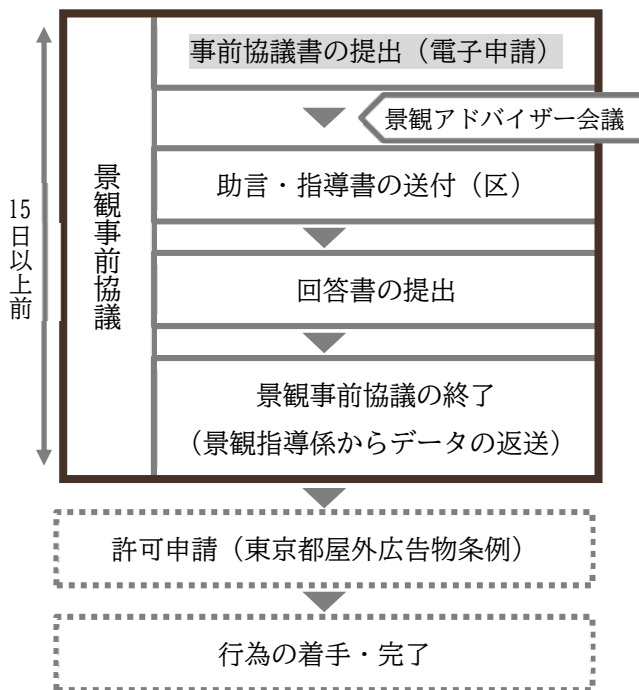
【注意事項：資料作成編】

- ・ 電子申請をされる場合は、資料一式を1つの pdf にまとめてください。
- ・ 資料の添付順は、「港区の景観協議の手引き～屋外広告物編～」の10ページ「6 提出書類」に記載の順にしてください。

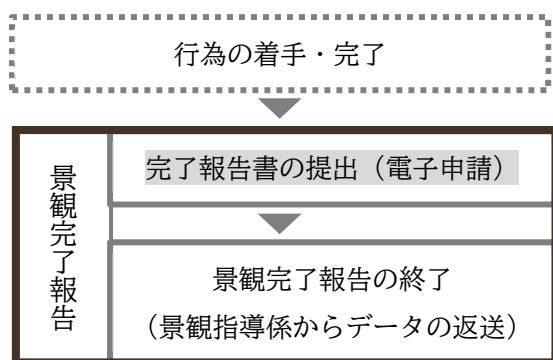
【注意事項：手続き編】

- ・ 事前協議書は、景観アドバイザー会議開催日の3開庁日前の午前中までに申請してください。（例：水曜日開催の場合、前週金曜日の昼12時〆切）
※提出書類の送付も含め、3営業日の午前中〆切です。
- ・ LoGo フォームから申請しただけでは、景観手続きの終了にはなりません。
申請後、概ね1週間以内に申請いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。
- ・ 景観手続きが終わりましたら、景観指導係から、申請いただいたメールアドレス宛に、「景観確認済」の丸印を押したデータ (pdf) を返送いたします。

◎景観事前協議の流れ



◎景観完了報告の流れ



※「東京都屋外広告物条例」については、各地区総合支所まちづくり課まちづくり係にご確認ください。

申請フォームについて

- ① 下記 URL 又は QR コードからアクセス、若しくは、港区ホームページの「屋外広告物の景観協議」に掲載している「LoGo フォーム」のリンクからアクセスしてください。

LoGo フォーム「屋外広告物の景観協議」のフォーム

【URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/389494>



- ② アクセスすると、以下のような画面が開きます。
「申請へ進む」をクリックいただくと、入力フォームが開きます。
※屋外広告物の景観協議では、アカウント登録は任意です。必要に応じて「新規アカウント登録」をクリックし、アカウント登録をしてください。

【開発指導課】 屋外広告物の景観協議



アカウント登録されない場合は、
「申請へ進む」をクリックしてください。

アカウント登録をする場合は、
「新規アカウント登録」をクリックしてください。

- ③ 以下の画面が入力フォームです。
各項目にご入力いただき、「→確認画面へ進む」をクリックしてください。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

以下のフォームご入力ください。

屋外広告物の景観協議

【協議対象となる屋外広告物】
「東京都屋外広告物条例」に基づく許可申請が必要な屋外広告物
(第8条、第15条、第16条、第27条第1項又は第30条第1項)

手続きの概要、景観協議に係る書類のダウンロードは、下記URLをご確認ください。
https://www.city.minato.tokyo.jp/keikanshidou/kankyo-machi/toshikekaku/keikan_koukokubutsu.html

【注意事項】
・書類の不備やデザインによっては、直近のアドバイザー会議に付議できない場合があります。
・無観の事前協議を始める前に、必ず各地区総合支所のまちづくり係に、許可申請の要否をご確認ください。

申請日 必須

2024-02-27

連絡先

会社名

会社名 0 / 64

氏名

氏 必須 名 必須 0 / 64 0 / 64

電話番号

電話番号 必須 0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 必須 メールアドレス (確認) 必須 0 / 128 0 / 128

メールアドレス2 0 / 128

資料の種類 必須

事前協議書
 行為の変更協議書
 行為の完了報告書
 行為の中止報告書

計画名称 必須

事前協議書(2面)に記載の計画名称を記載してください。 必須 0 / 50

提出書類(pdf)のファイルサイズ 必須

10MB以下 ⇒本受付フォームに提出書類をアップロードしてください。
 10MB超過 ⇒本受付フォームで手続きの上、別途、30MB毎に分割した提出書類を、大容量ファイル転送サービス等で送付してください。※送付先: minato34@city.minato.tokyo.jp

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

各項目入力
してください。

※アカウント登録
をされている場合
は、氏名などの項目
について、登録内容
が自動で反映され
ます。

入力が終わりましたら、「→確認画面へ進む」をクリックしてください。

例：入力した画面

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

以下のフォームご入力ください。

屋外広告物の景観協議

【協議対象となる屋外広告物】
「東京都屋外広告物条例」に基づく許可申請が必要な屋外広告物
(第8条、第15条、第16条、第27条第1項又は第30条第1項)

手続きの概要、景観協議に係る書類のダウンロードは、下記URLをご確認ください。
https://www.city.minato.tokyo.jp/keikanshidou/kankyo-machi/toshikekaku/keikan_koukokubutsu.html

【注意事項】

- 書類の不備やデザインによっては、直近のアドバイザー会議に付議できない場合があります。
- 景観の事前協議を始める前に、必ず各地区総合支所のまちづくり係に、許可申請の要否をご確認ください。

申請日 必須

2024-02-27

連絡先

会社名
会社名
株式会社〇〇

氏名
名 太郎
姓 港

電話番号
0300000000

メールアドレス
minato@xxxxxxxx.jp minato@xxxxxxxx.jp

メールアドレス2
minato2@xxxxxxxx.jp

資料の種別 必須

事前協議書
 行為の変更協議書
 行為の完了報告書
 行為の中止報告書

計画名称 必須

事前協議書（2面）に記載の計画名称を記載してください。 必須

〇〇広告物掲出計画

提出書類（pdf）のファイルサイズ 必須

10MB以下 ⇒本受付フォームに提出書類をアップロードしてください。
 10MB超過 ⇒本受付フォームで手続きの上、別途、30MB毎に分割した提出書類を、大容量ファイル転送サービス等で送付してください。 ※送付先：minato34@city.minato.tokyo.jp

提出書類のアップロード（pdf）（10MB以下）

各提出に係る書類を登録してください。様式は上記URLからダウンロードが可能です。
※添付書類は、「港区の景観協議の手引き～屋外広告物編～」の10ページ「6提出書類」に記載の順になるようまとめてください。

- 事前協議時⇒事前協議書、景観計画説明書、措置状況報告書、付近見取図、配置図・屋上平面図（建築物）、立面図（建築物）、デザイン図、仕様書詳細、施工図・構造図、現況写真、工程表、参考資料
- 変更協議時⇒変更協議書、変更前後の資料
- 完了時⇒完了報告書、屋外広告物の掲出状況がわかる写真、写真方向がわかる付近見取り図
- 中止時⇒中止報告書

アップロードできるファイルサイズは、10MBまでです。
アップロードできるファイルの種類は、Adobe PDF文書（pdf）です。

〇〇広告物掲出計画.pdf (6.3 MB)

アップロードされたファイル

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

【提出書類について】

○提出書類のファイルサイズが「10MB以下」の場合は、本受付フォームの「提出書類のアップロード」でpdfをアップロードしてください。

○提出書類のファイルサイズが「10MB超過」の場合は、本受付フォームから申請後、別途ファイル転送サービス等により資料を送付してください。

※送付先
minato34@city.minato.tokyo.jp

「提出書類のアップロード（pdf）（10MB以下）」の項目は、「提出書類（pdf）のファイルサイズ」で「10MB以下」を選択すると表示されます。

④ 以下の画面が確認画面です。

入力内容に誤りがなければ、「→送信」をクリックしてください。

※入力内容に誤りがある場合は「← 1つ前の画面に戻る」をクリックいただき、入力内容を訂正してください。

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

入力内容確認

申請日
2024年2月27日

連絡先

会社名 株式会社〇〇

氏名 港 太郎

電話番号 0300000000

メールアドレス minato@xxxxxxx.jp

メールアドレス2 minato2@xxxxxxx.jp

資料の種別
事前協議書

計画名称
事前協議書（2面）に記載の計画名称を記載してください。 〇〇広告物掲出計画

提出書類（pdf）のファイルサイズ
10MB以下 ⇒本受付フォームに提出書類をアップロードしてください。

[アップロードされたファイル](#)

← 1つ前の画面に戻る **→送信**

入力内容に誤りがない場合は、「→送信」をクリックしてください。